

山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

平成17年1月15日

条例第128号

改正 平成25年9月24日条例第28号

平成25年12月26日条例第37号

平成26年12月22日条例第43号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、**ひとり親家庭等**の**生活の安定**と福祉の向上を図ることを目的とする。

(平26条例43・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「母子家庭の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けている女子であって、現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。

2 この条例において「父子家庭の父」とは、規則で定める配偶者のない男子であって、現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。

3 この条例において「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭並びに父母のない児童を養育する家庭をいう。

4 この条例において「ひとり親」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。

5 この条例において「児童」とは、第1項及び第2項に掲げる場合を除き18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

6 この条例において「父母のない児童」とは、父母と死別した児童及びこれに準ずる次に掲げる児童をいう。

(1) 父母の生死が明らかでない児童

(2) 父母から遺棄されている児童

7 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 8 この条例において「保険給付」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び社会保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費をいい、入院時食事療養費を含まない。
- 9 この条例において「一部負担金」とは、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（ただし、入院時食事療養費に係る負担額を除く。）をいう。

（平25条例28・平25条例37・平26条例43・一部改正）

（助成の対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成対象者（以下「助成対象者」という。）は、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、山鹿市内に住所を有するひとり親及びその者に扶養されている児童又は父母のない児童とする。

（平26条例43・一部改正）

（助成の制限）

第4条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費を支給しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により、医療費の給付を受けるとき。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条、第9条の2及び第10条に規定する所得の額以上であるとき。

（助成の額）

第5条 市長は、助成対象者に係る保険給付につき、助成対象者又はその保護者が一部負担金を支払った場合においては、次のとおり助成するものとする。ただし、社会保険各法による付加給付があるときは、その額を控除した額を助成するものとする。

- (1) 児童扶養手当の所得制限の例により、全部支給対象者の所得額に該当する場合は、全額を助成する。
- (2) 児童扶養手当の所得制限の例により、一部支給対象者の所得額に該当する場合は、3分の2を助成する。

(受給資格証の交付申請)

第6条 この条例による医療費助成金（以下「助成金」という。）の給付を受けようとする者は、市長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請は、助成金の給付を受けようとする者が、ひとり親及び児童の場合にあつては当該ひとり親が、父母のない児童にあつては当該児童又は児童を扶養する者（以下「受給資格者」という。）がこれをしなければならない。

(平26条例43・一部改正)

(受給資格証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この条例による助成金の給付を受ける資格があると認めるときは、受給資格者に対し、別に定めるところにより受給資格証を交付するものとする。

2 受給資格の有無について、毎年8月1日現在で確認するものとする。

(助成金の給付)

第8条 助成金の給付は、受給資格証の交付の申請をした日の属する月の翌月から、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(受給資格証の提示)

第9条 受給資格者が療養を受ける場合は、医療機関又は指定調剤薬局等に対し、受給資格証を提示しなければならない。

(給付の申請)

第10条 受給資格者が、助成金の給付を受けようとするときは、市長に対し、1か月を単位として申請しなければならない。

2 前項の申請は、受給資格者が保険給付を受けた月の翌月から起算して1年を経過した日以後においてははすることができない。

(給付の決定)

第11条 市長は、前条の助成金の給付の申請を受けた場合は、内容を審査し、速やかに決定するものとする。

(届出の義務)

第12条 受給資格者は、氏名、住所その他別に定める事項について変更があつたとき、受給資格を失つたとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において、給付を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償金の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年1月15日から施行し、平成17年4月の診療に係るものから適用する。

(経過措置)

2 合併前の山鹿市母子家庭医療費の助成に関する条例(昭和57年山鹿市条例第35号)、鹿北町母子家庭医療費助成に関する規則(昭和57年鹿北町規則第4号)、菊鹿町母子家庭医療費助成に関する条例(昭和57年菊鹿町条例第4号)、鹿本町母子家庭医療費助成条例(昭和57年鹿本町条例第46号)又は鹿央町母子家庭医療費助成に関する条例(昭和57年鹿央町条例第18号)(以下これらを「合併前の条例等」という。)の規定に基づく医療費の支給については、平成16年度に限り、なお合併前の条例等の例による。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年9月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第37号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山鹿市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定により交付されている受給資格証は、この条例による改正後の山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定により交付された受給資格証とみなす。

山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年1月15日

規則第92号

改正 平成25年9月24日規則第17号

平成25年12月26日規則第25号

平成26年12月22日規則第31号

(題名改称)

平成28年3月18日規則第7号

平成28年3月31日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、山鹿市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年山鹿市条例第128号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26規則31・一部改正)

(配偶者のない男子)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める配偶者のない男子は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子とする。

- (1) 離婚した男子であって現に婚姻をしていないもの
- (2) 配偶者の生死が明らかでない男子
- (3) 配偶者から遺棄されている男子
- (4) 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けている男子
- (5) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- (6) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子
- (7) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子
- (8) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの

(平25規則17・平25規則25・一部改正)

(受給資格証の交付等)

第3条 条例第6条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書（様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。）により行わなければならない。

2 市長は、前項の受給資格証交付申請書の提出を受けたときは、適否について<sup>〔審査〕</sup>を行い、適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付台帳（様式第2号）に記載し、ひとり親家庭等医療費受給資格証（様式第3号。以下「受給資格証」という。）を交付し、不適当と認めた者については、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

3 条例第7条第2項に規定する受給資格の確認は、受給資格証その他必要な書類を提出させ、毎年8月1日から8月31日の間に行わなければならない。

4 受給資格証の有効期間が満了したとき、又は受給資格証に記載された受給資格者のすべての者が受給資格を失ったときは、受給資格証を速やかに市長に返還しなければならない。

（平26規則31・一部改正）

（給付の申請方法）

第4条 条例第10条の規定による申請は、毎月、ひとり親家庭等医療費助成金申請書（様式第5号）を病院若しくは診療所又は調剤薬局等に提出し、診療（調剤）報酬欄の記載を受けた上、市長に対して行うものとする。ただし、当該医療機関等の領収書の発行を受けた場合は、これをもって代えることができる。

2 条例第2条第7項に規定する社会保険各法の規定による高額療養費の支給を受けることができる場合の前項の申請書には、次の区分ごとに当該各号に掲げる書類を医療費助成金申請書に添付しなければならない。

(1) 政府管掌健康保険の被保険者又は被扶養者に係る申請書、社会保険事務所の発行する高額療養費決定通知書

(2) 健康保険組合管掌健康保険の被保険者又は被扶養者に係る申請書、各健康保険組合の発行する（高額）療養費決定通知書

(3) 条例第2条第7項に規定する社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者に係る申請書、各共済組合の発行する医療受給状況に関する通知

3 第1項の規定にかかわらず、助成金の額が1,000円に満たない場合の申請は、条例第10条第2項に規定する期日の範囲内において、別に定める月ごとにこれを行うことができる。

（平26規則31・一部改正）

(給付の決定等)

第5条 市長は、条例第11条の規定により給付の適否について審査を行い、適当と認められた者についてはひとり親家庭等医療費助成金決定通知書（様式第6号）により、不適当と認められた者についてはひとり親家庭等医療費助成金却下通知書（様式第7号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(平26規則31・一部改正)

(届出)

第6条 条例第12条に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者及び世帯主等の住所及び氏名
  - (2) 被保険者名
  - (3) 保険者名又は組合名
  - (4) 保険証の記号番号
  - (5) 附加給付金の内容
  - (6) 受給資格の該当要件
  - (7) 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届（様式第8号）により行わなければならない。
- 3 条例第12条に規定する受給資格を失ったときの届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（様式第9号）により行うものとする。

(平26規則31・一部改正)

(再交付)

第7条 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は亡失したときは、市長に対し、再交付の申請をひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書（様式第10号）により行わなければならない。

(平26規則31・一部改正)

(助成金の返還)

第8条 条例第13条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書（様式第11号）により行うものとする。

(平26規則31・一部改正)

(その他)



第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月15日から施行し、平成17年4月の診療に係るものから適用する。

(経過措置)

- 2 合併前の山鹿市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和57年山鹿市規則第20号）、鹿北町母子家庭医療費助成事業事務要項（平成2年鹿北町訓令甲第4号）、菊鹿町母子家庭医療費助成に関する条例施行規則（昭和58年菊鹿町規則第3号）鹿本町母子家庭医療費助成条例施行規則（昭和57年鹿本町規則第16号）又は鹿央町母子家庭医療費助成事業事務取扱規則（昭和57年鹿央町規則第5号）（以下これらを「合併前の規則等」という。）の規定に基づく医療費の支給については、平成16年度に限り、なお合併前の規則等の例による。
- 3 この規則の施行の日の前日までに、合併前の規則等の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年9月24日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日規則第25号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年12月22日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第7号）

この規則中第1条、第2条及び第6条の規定は公布の日から、第3条から第5条までの規定は山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成28年山鹿市条例第12号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。